

裁判所構成法中改正法律案外一件特別委員會會議事速記録第二號

大正十年二月二十三日(水曜日)午前十一時五分開會

○委員長(伯爵松平頼壽君) 前回ニ引續キマシテ委員會ヲ開會イタシマス、御質問ガゴザイマスレバ御發言ヲ願ヒタウゴザイマス

○政府委員(鈴木喜三郎君) 前回ノ御質問ノ際ニ池田サンカラノ御質問ニ付テ書面ヲ以テ調査ノ結果ヲ申上ゲルト云フコトヲ申述ベテ置イタノデゴザイマス、其書面ハ御手許ヘ既ニ御配布ニナッタト存ズルノデアリマス、先ヅ申上ゲタイコトハ構成法第七十三條ニ掲ゲテアル所ノ數個ノ條文ガ七十四條乃至七十五條ニ如何ナル適用ヲスルカト云フ問題デゴザイマスルガ、是ハ表ニシテ書上ゲテ置キマシタガ、先ヅ七十三條ノ中ニ規定ガアリマスル此ノ轉官ト申シマスノハ何レノ條文ニモ此適用ヲ見ルコトハナイノデアリマス、言ヒ換ヘレバ今日ニ於キマシテハ不要ト云フコトニナルダラウト思フノデス、ソレカラ轉所、此轉所ノ規定ハ是ハ現行法ニ於キマシテ七十四條ノ二ト云フモノニ轉所ト云フ規定ガアリマスルガ、抑々構成法ガ出來マシタ時ニ於キマシテハ七十四條ノ二ト云フモノハナイノデ、此七十四條ノ二ト云フモノハ大正二年ノ法律六號ヲ以テ追加シタノデゴザイマス、ソレデアリマスルカラ元カラ申シマスレバ七十四條乃至七十五條ノ場合ヲ除外スウゴザイマシテモ此轉所ノ規定ハ、後ニ這入ッタノデゴザイマスルカラ、其當時ニ於テハ轉所ト云フ規定モナカッタ、轉所ト云フ規定ノ適用ヲ受クベキ場合ハ是ハ判事懲戒法ニ依リマシテ轉所ノ規定ガアルノデゴザイマス、ソレカラシテ停職ノ場合ハ是モ亦懲戒法ニ依ッテ停職ヲスルト云フ事ニナリマス、ソレカラ免職ト申シマスルノモ七十四條乃至七十五條ニハ免職ノ規定ガナイノデ、即チ此免職ト申シマスルノハ憲法五十八條ノ二項ニ規定ガゴザイマス、文字其モノヲ捕ヘ來ッテ茲ニ免職ト書イタノデアリマス、茲ニ所謂免職ト申シマスルノハ退職ニ非ズシテ免官ヲ意味スル

譯デゴザイマス、其適用ト致シマシテハ判事懲戒法ニ於キマシテ免職處分ヲ受ケタ者ハ免官スル、併セテ恩給ヲ受ケルノ權ヲ失フ、斯ウ云フ事ニ懲戒法ニ規定サレテ居ルノデゴザイマス、ソレカラ減俸ト云フ規定モデス、是モ七十四條乃至七十五條ニハ規定ガナイノデゴザイマシテ、其減俸ト申シマスルノハ懲戒ニ依ッテ處分ヲ受ケル場合ヲ言フノデゴザイマス、現構成法七十五條ノ俸給半額ヲ給シテ關位ヲ待タシムル、是ハ所謂減俸デハナイノデアリマスガ實際カラ言ヘバ減俸ニナリマスガ、是ハ關位ヲ待タシメル、待命ノ間俸給ノ半額ヲ給スル斯ウ云フノデアリマス減俸處分ト申シマスルノハ取りモ直サズ判事ノ懲戒法ニ依ッテ懲戒サレル所ノ一ツノ制裁ト云フ事ニナイルノデゴザイマスカラ、此七十三條ト云フモノニ書イテアリマス五六ノ處分規定ト云フモノガ、多クハ刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ處分ニ依ッテ出テ來ル處分デアリマシテ、七十四條乃至七十五條ニ何等ノ適用ガナイ、斯ウ云フ事ニ申シ得ラレルノデアリマス、今日ハ轉所ノ場合ガ大正二年ニ於テ付加ヘマシタカラ轉所ノコトガ偶々適用ヲ受ケルト云フコトニナリマスガ、轉所ノ規定モ七十四條乃至七十五條ニ適用ハナカッタ譯デ、要スルニ此七十三條ト云フモノハ官ヲ止メタリ職ヲ退ゾケラレタリ、或ハ減俸轉所ノ處分ヲ受ケルト云フ事柄ハ意ニ反シテハ出來ヌ、意ニ反シテ免職ヲシタリスルヤウナ事柄ハ刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ處分ニ依ルノデアアル、其處分以外ニ於テハ斯様ナ事柄ハ出來ナイト云フ事ヲ示メシタニ過ギナイト思フノデス、ソレカラ次ニハ免職免官ト云フ言葉ノ混用ト云フコトヲ申シマスガ、明治九年太政官達ニ依リマシテ官吏懲戒令ニ依リマス、懲戒ノ一方法トシテ免職ト云フ文字ヲ用キルノデゴザイマス、免職ト申シマスルノハ取りモ直サズ今日ハ免官ト申シマスコトデ、其後文官懲戒令ト云フモノガ三十二年ニ改マリマシテ、其三十二年ニ改リマシタル懲戒令ニ依レバ免職ノ文字ヲ改メテ免官ト云フ事ニナッテ

居ル、即チ今日ニ於キマシテハ免官ト云フ事ニナリマス、要スルニ明治三十二年マデハ今日云フ所ノ免官ト云フ事柄ハ其當時ノ免職ト云フ言葉ヲ用ヒテ居ッタノデアリマス、從ッテ憲法ノ發布セラレマシタル當時ニ於キマシテハ、矢張り明治九年太政官達ノ官吏懲戒ノ用語ニ倣ヒマシテ免官ノ事ヲ免職、斯ウ云フ事ニ言ハザルヲ得ヌノデアリマス、從ッテ先般來私カラ屢々申上ゲマシタル通り憲法五十八條ノ第二項ノ其職ヲ免セラレル事ナシト云フノハ官吏懲戒令ノ用語ト同ジク免職即チ今日云フ所ノ免官ト云フ事ニ該當スル次第デアリマス、尙ホ付加ヘテ申上ゲマスガ、幸ニ古イ記録ヲ倉庫カラ引摺リ出シテ、裁判所構成法ノ成立ニ付テノ經過ノ記録ガアリマシテ、其記録ノ一冊ヲ茲ニ持來リマシタガ、其記録ニ依ルト裁判所構成法ノ案ヲ具シテ樞密院ニ諮詢セラレマシテ、其修正ノ理由書ヲ窺ヒマス、明ラカニ憲法五十八條ノ第二項ノ註釋ガ茲ニアルノデアリマス、斯様ニ書イテアリマス、帝國憲法五十八條ニ於テ裁判官ハ刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ處分ニ由ルノ外其職ヲ免セラレル事ナシト云フ規定ニナッテ、其職ヲ免ゼラレル、事ナシトアルノハ判事タルノ官ヲ免ゼラレル、コトナキヲ云ヒ、單ニ其奉ズル所ノ職ヲ免ゼラレル、コトナシト云フ精神ニアラズ、斯ウ云フ風ニ此修正理由書ノ一節ニ掲ゲテアリマス、其修正ハドウ云フ所ヲ修正スルカト云フト、構成法ノ草案ニ依リマス免官、退官、休職ト云フヤウナ文字ガ用ヒラレテアリマス、免官ト申シマスルノハ所謂刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ處分ニ依テ其職ヲ免ズル、ソレカラ退官ト申シマスルノハ所謂官ヲ論シテ官ヲ免ズルト云フノデアアル、即チ自分ノ御役御免ノ書面ヲ出シテ免官處分ヲ受ケルト退官ハ構成法ノ草案ニ言フテアリマス、ソレカラ休職ハ今日言フ所ノ退職、斯ウ云フコトニ分レテ居ッタノヲ、樞密院ノ修正ニ於キマシテ唯今申上ゲタ五十八條ノ二項ノ其職ヲ免セラレルコトナシト云フコトノ免官デアッテ退職デハナイ、官ヲ持タシメ

テ其奉ズル所ノ職務ヲ免奪スルト云フノアル、シテ見レバ免官、退官、休職、斯ウ言葉ヲ色々使ヒ分ケル必要ナクシテ、免官、退官其モノハ免職ト云フ文字ニ直ス、憲法五十八條二項ノ用語ニ倣ヘテ、免職ト云フコトニスル、其官ヲ保タシメテ其職ヲ退カシメルノハ休職トセズシテ退職スルト云フ風ニシタ方ガ、言葉ガ少ナクシテ其精神ヲ變ヘルト云フ事ハナカラウ、ソレカラシテ判事懲戒令ニ於キマシテ免官ヲ以テ免職ト云フコトニ改メ、其時ニ於テハ懲戒法ニ依テ免職處分ヲ受ケル者ハ免官ヲスルト云フ事ヲ掲ゲテ置イタナラバ、一層解釋ノ誤解ヲ來タス虞レガナカラウ、斯ウ云フコトマデモ其當時ニ於テ論議サレテ居ル、即チ判事懲戒法ハ後ニ出來タ法律デゴザイマスガ、其法律ニ斯ウ云フ論議ヲ盡サレマシテ、而シテ現行懲戒法ニ依テ免職處分ヲ受ケタル者ニ付イテハ免官ヲスル、恩給權ヲ失フ、斯ウ云フ明文ヲ見ルニ至ツタ次第デゴザイマス、要スルニ是等ノ古キ文章ヲ迪テ之ヲ考ヘテモ、樞密院ニ於キマシテ議ヲ重ネラレル時ニ於テ、構成法ノ免職ト云フ事柄ハ憲法五十八條二項ノ免職ト同一ノ意味デア、憲法第五十八條第二項ノ免職ナル言葉ハ免官ニシテ、所謂官ヲ免ゼラレルト云フコトデア、職ヲ免ゼラレルト云フコトデハナイ、斯ウ云フコトカラシテ、此樞密院ノ修正趣意書ニ明記シテアル次第デア、アルマ、其一節ハ御手許ヘ御廻ハシ申シマシタ書面ノ中ヘ、内規書キヲシテ置キマシテゴザイマスカラ、趣旨ハ其内規ニ付テ御覽ヲ願ヒタイ次第デアリマス、ソレカラ他國ノ憲法ノ規定ハドウナツテ居ルカ、他國ノ定年制ノ規定ハドウナツテ居リマスカ、斯ウ云フ御質問ニ對シテモ是亦御手許ヘ御廻ハシ致シマシタル書面ニ盡シテアルノデゴザイマシテ、憲法ニ於テ此ノ定年制ヲ規定シテ居リマスノハ、丁抹ノ憲法デア、アルデアリマス、丁抹ノ憲法ニ依リマスカ、六十五歳デテ退職スル云フコトニナツテ居リマス、ソレカラ是ハ前回モ申上ゲマシタ通り、最近ニ獨逸憲法ニ於キマシテハ矢張り明文ヲ設ケマシテ、法律ニ依テ裁判官ノ當然ニ退職ニナルベキ年齢ヲ定メルコトガ出來ルト云フコトヲ、憲法ニ規定イタシマシタ、其法律ニ依テ

當然退職トナルベキ年齢ニ關スル規則ハ目下獨逸ヘ問合セマシテ、既ニ向フヲ發送シタト云フコトニ聞及ンデ居リマス、ソレデモ、未ダ司法省ヘ到著ハ致シマセスガ、兎ニ角獨逸憲法ニ於キマシテハ憲法ニ定年制ヲ置ク事ガ出來ルト云フ事ヲ規定ヲ致シマシタ、要スルニ憲法ニ於テ定年ヲ置ク事ガ出來ルト云フ明文ヲ掲ゲテアリマスモ、ハ獨逸憲法ト丁抹ノ憲法ノ二ツデゴザイマス、而シテ單行法ニ於キマシテ定年ヲ定メルモノハ、是ハ佛蘭西ニモアリマス、英國ノ「カウンチコート」ノ判事ニモ其規定ヲ爲スニ至ツタノデゴザイマス、唯今獨逸ノ定年制ガ分リマセヌガ、佛蘭西ノ例ニ依リマス、大審院ノ判事ハ滿七十五歳ヲ以テ定年トシ、控訴院以下ノ判事ハ滿七十歳ヲ以テ定年トスル、斯ウ云フ規定ニナツテ居ルノデアリマス、而シテ斯ル定年ニ依テ退職處分ヲ受ケマスル者ハ、普通文官ノ恩給ニ比シテ一増優渥ナル恩給手當ヲ給シテ居ルト云フ事ニナツテ居ルノデゴザイマス、ソレカラ此獨逸邊リニ依リマスカ、一般官吏ガ恩給ヲ受ケマスル年齢ハ六十五歳以上トナツテ居ルノデアリマス、六十五歳ニナツテ初メテ恩給ヲ受ケル事ガ出來ル、所デ日本ニ於キマシテハ御承知ノ通り六十歳ニナレバ恩給ヲ受ケルコトガ出來ルノデア、即チ六十歳ニナリマスレバ身體ガ衰弱シテ、或ハ精神ガ衰弱シテ職務ニ堪ユルコトガ出來ヌト云フ醫者ノ診斷書ヲ付ケマセヌデモ、六十歳ト云フ年齢ニ依テ隱居御免ヲ願フコトガ出來ルヤウニナツテ、恩給金ヲ得ルト云フコトニナツテ居リマス、即チ概シテ申シマスカ、日本ハ六十歳アリマスカ、獨逸邊リデハ六十五ト云フモノガ最低年齢ニナツテ居ル、斯ウ云フヤウナ次第カラ致シマシテ、自然此ノ司法官ノ定年制ト云フモノモ日本ヨリハ多ク、七十五デア、アルトカ或ハ七十デア、アルトカ云フコトニ決メタノデア、アルト考ヘルノデアリマス、ノミナラズ此點ニ付キマシテハ過般樞密院會議ノ時ニ於キマシテモ、私カラ申述ベタコトデゴザイマスガ、日本ノ——日本人ノ此年齢ト云フコトニ付キマシテ、生理上ノ關係カラドウモ歐羅巴人ト同一ニ律スルコトハ出來ナイト思フノデアリマス、歐羅巴人ノ七十トカ七十五ト云フ

事柄ハ、我が國人ノ先ツ六十、六十五ト云フ位ニ匹敵スルモノデア、ラウト私ハ思フノデアリマス、勿論是ハ専門家ノ醫者ニ知覺表ヲ拵ヘテ貫ツタ譯デハゴザイマセスガ、概シテサウ云フコトニナラウ、ドウシテモ日本人ノ方ガ早ク老衰スル、概シテ老衰スルモノハアルマイカ、ノミナラズ我ガ法制ノ上ニ於キマシテ六十ト云フ事柄ガ總テ此ノ分岐點ニナツテ居ルヤウニ心得マス、例ヘバ民法ノ規定ニ於キマシテモ、滿六十歳ニナリマスレバ隱居ヲナスコトガ出來ル、斯ウ云フ規定ニナツテ居リマス、所謂六十ト云フノハ還曆ノ年齢デゴザイマシテ、日本人ガ六十ニナレバ概シテ類齡ニ赴クト云フノ見地カラシテ、民法モ六十歳ヲ隱居年齢ト定メタモノデア、ラウト思フ、サウ致シマシテ今回ノ定年制ニ於キマシテハ六十三、六十歳ヨリモ三ツ附加ヘマシテ六十三ト云フコトノ規定ヲ設ケタ次第デアリマス、六十三ト致シマシテモ屢々申上ゲマス通り、大晦日ニ生レテ元日デ計算シマスルト六十三ト云フコトハ即チ六十五ニナリマス、算ヘ年六十五ト云フコトニナルノデゴザイマス、先ツ此程度ヲ以テ精神ノ衰弱ト推定スベキデア、ラウト、斯ウ云フ考デ致シマシタ次第デア、アルデアリマス、チヨット外國ノ年齢數ヲ見マスト七十ニトカ七十トカ云フコトニナツテ居リマス、ソレ大變年寄ニナツテ、日本ノ唯今御討論ヲ願ヒマス案ノ六十三ニ較ベマス、懸隔シテ居ルヤウナ感ガアリマス、以上申上ゲマス通り土臺ノ恩給ヲ受ケル年齢ニ付テモ、既ニ五ツ違フ、我國ハ六十ナルニモ拘ラズ向フハ六十五ト云フコトニナツテ居ルノデア、アルマスカラシテ、彼ノ七十ト云フコトハ我ノ六十位ニ該當スベキモノデア、ラウト、斯ウ云フ考デア、アルノデゴザイマス、大體先般ノ池田サンノ御質問ニ對シテハ御答申上ゲマシタ積リデゴザイマス、尙ホ不足ナラバ更ニ申上ゲルコトニ致シマス。

○男爵池田長康君 唯今鈴木次官カラ詳細ナル御説明ヲ煩ハシマシテ感謝スル次第デゴザイマス、多少意見ヲシク、又批評メイト言葉ヲ用ヒマスルケレドモ、自分ノ疑問ノアル所ヲ明ニスル爲ニ申出ルノデ

アリマスカラ、其邊ヲ御含ミノ上御許シテ願ヒタイ
ト思フノデアリマス、此憲法ニ對シテ違反デアルヤ、
違反デナイカト云フ問題ニ付キマシテ、過日來本會
ニ於キマシテ總理大臣ガ説明サレ、又司法大臣ガ委
員會ニ於テ御説明ニナリマシタ、大體ノ趣旨トシテ
洵ニ私ハ一理アル御説ト考ヘテ居リマス、ケレドモ
是ハ其ノ大體論デアツテ所謂輪廓ヲ附ケル上ノ御議
論デゴザイマスルカラ、隨ツテ立法論トシテソレニ多
少立法論ノ意味ガ含マレテ居ルヤウニ私ハ考ヘル、
唯現行法ノ解釋ト致シマシテハ、總理大臣又ハ司法
大臣ノ御言葉ダケハ足ラヌ、此點ニ付キマシテハ
政府委員ヨリ其御趣旨ヲ：憲法違反ニアラザルト
云フ御趣旨ヲ闡明シテ戴ク爲ニ、現行法ノ解釋カラ
御説明ヲ煩ハシテ置イタ譯デアリマス、其點ニ付キ
マシテハ多少私ト意見ノ實ハ相違ガアリマスノデ、
說明ノ點ニナルヤウニ私ハ考ヘラレルコトハ、寧ロ
此質疑ノ問題デナク討論ノ場合ニ移スベキ問題デア
ラウカト考ヘマスガ、何分法律上ノ解釋問題デアリ
マスカラ、多少意見ガマシイ見地デ質疑ヲ致ス次第
ニナルノデゴザイマスガ、憲法五十八條ノ第二項ノ
點ニ付テハ書類モ戴キマシテ、又詳シイ御説明ヲ唯
今承ツタノデアリマスガ、之ニ付テハ尙ホ自分トシテ
參考ニ供シテ見タイト思ヒマス、ソレカラ構成法ノ
說明デゴザイマスガ、唯今ノ御説明デハ實ハマダ疑
問ガ解ケナイ、何故ニ私ノ疑問ガ解ケナイカト云フ
事ヲ一應申上ゲマシテソレニ對スル又御答辯ヲ煩ハ
シタイト思フノデ、是ハ構成法ノ第七十二條、又ソレ
ニ關シマシテ第七十四條カラ第七十五條及ビ檢事ニ
關シマスル方ノ第八十條、及ビ此構成法施行ニ關ス
ル法規ノ第二十一條、之ニ關係致スコトデアラウト
思ヒマスガ、私ガ疑問ヲ生ジマスル點ハ抑モ此構成
法ノ解釋ノ根本ニ於テハ、私ガ間違ツタ考ヲ有ツテ居
ルカモ知レマセヌガ、此判事ノ保障ハ憲法ニ於テ五
十八條第二項ニ於テ原則ヲ決メテアル、尙ホ法律ニ
依ツテ即チ裁判所構成法ニ依リマシテ一層深ク判事
ノ身分ノ保障ヲシタモノト私ハ考ヘルノデアリマ
ス、ソレガ終身官ノ規定ニ外ナリマセヌガ、尙ホ詳シ
ク出テ居リマスノハ即チ同法ノ第七十三條ガ即チ判

事ノ身分保障ノ規定ダト私ハ解釋シテ居リマスノ
デ、ソコデ第七十四條カラ第七十五條ハ然ラバ是ハ
如何ナル規定デアアルカト申シマスルト、此ノ身分保
障ニ關スル例外ノ規定ダト私ハ考ヘテ居リマス、七
十三條ガ身分保障ノ原則、保障ノ規定デアアル、七十
四條カラ七十五條ハ其保障ノ例外ノ規定デアアル、斯
ウ私ハ解釋シテ居ルノデアリマス、デゴザイマスルカ
ラ保障ノ規定ハ何ヲ規定シテモ差支アリマセヌガ、
其保障ノ例外ヲ規定スルモノハ何カ保障シテアル事
ヲ規定シテナケレバ例外ノ規定ハ書ク必要ガナイ、
デゴザイマスルカラ此退職ノ場合ハ此保障ノ例外
ダ、即チ七十四條ハ保障ノ例外デアアル、故ニ此例外ノ
規定ハ何カ其所ニ別ニ保障ノ規定ガナケレバ例外ノ
生ズル必要ハナイ、ソレデゴザイマスルカラ、七十三
條ニハ此身分ノ保障ニ付テ規定シテ居リマスカラ、
是ニハ退職ノコトガ規定シテナケレバナラヌ、之ヲ
逆ニ持ツテ行キマスト詰リ保障ノ規定デアツテ其保障
ノ例外ノ規定ガナクテモ差支ナイノデゴザイマスカ
ラ、轉官ノ場合ノ如キ七十四條、七十五條ノ規定ガナ
クテモ、ソレハ轉官ノコトニ付テハ保障ノ例外ガナ
イ、ソレダカラ何モ外ノ規定ニ掲ゲテナクテモ、第七
十三條ニ規定ガシテアル、是ダケデハ意味ヲ成ス、
サウ私ハ解釋致シテ居リマス、サウ致シマスルト此
免職ト云フ中ニ退職ト云フコトヲ含メテ、是ハ現行
法ノ解釋ヲスル上ニ於テハ免職ト云フ中ニ退職ト云
フコトヲ含メテ考ヘナケレバナラヌ、又多少法ノ不
備トシテ此所ニ免職以外ニ退職ト云フコトヲ規定シ
テ置カナケレバナラヌ、是ハ保障ノ保障ノ例外ト云フ
事柄ヲ根據ニ致シマシタ私ノ結論デアリマス、ソレ
カラ此檢事ニ關シマスル此構成法ノ第八十條ヲ考ヘ
テ見マシテモ、之ニ若モ此退職ガ矢張り合ンデ居テ
スト云フト、意味ヲ成サヌヤウニ私ハ思ハレル、是ハ
非常ニ私ハ不思議ニ考ヘルノデアリマスガ、檢事ノ
場合ハ裁判所構成法施行法デアリマシタカ、二十一
條ニ於キマシテ單ニ七十四條カラ七十五條ヲ適用ス
ル、此適用スルト云フコトハ準用ノ誤リデアラウト
考ヘテ居リマスガ、サウ致シマスルト、判事ノ方ニハ
七十三條ト云フ詳シイ其保障ノ規定ガアル、檢事ニ

於テハ唯免職ト云フコトダケシカ保障シテナイ、サ
ウ致シマスルト私ノ解釋ノ詰リ此保障ノ例外ダト云
フ根據ガ破レル、此檢事ノ場合ニ於キマシテハ、却
テ是ハ檢事ノ場合ニ於テハ是等ノ七十四條ヨリ七十
五條ノ規定ヲ準用サレマスルト云フト、判事ノ場合
ニハ保障ノ例外デアツタケレドモ、檢事ノ場合ニハ亦
一種ノ保障ト云フコトニ見ラレルヤウナ工合デ、之
ヲ詳シク申シマスレバ、檢事ノ場合ハ刑法ノ宣告、又
ハ懲戒處分ニ依ルニアラザレバ其意ニ反シテ之ヲ免
職スルコトハナイ、サウシテ又七十四條、七十五條ヲ
準用スル結果、此精神ノ衰弱ニ依リ職務ヲ執ルコト
ガ出來ヌ場合ニハ退職スルト云フヤウナ規定ガ準用
サレマスルカラ、檢事ニハ元來此ノ退職處分ト云フ
モノニ對スル保障ハナカッタノデ、ケレドモ之ヲ適用
サレル結果今度ハソレモ保障サレ、所謂保障ノ規定
ノ意味ヲ成シテ來ルヤウニ私ハ考ヘラレル、サウ致
シマスルト、今度ノ改正案デ定年法案ガ設ケラレテ
定年制ガ設ケラレルト云フ事ニナルト、此判事ノ方
ハ寧ロ身分ノ保障ニ對スル除外例トナルニ拘ラズ、
檢事ノ方ハ是レハ又一ツノ身分ノ保障ヲ確立シタヤ
ウナ形ニナリハスマイカ、斯ウ云フ風ニマア考ヘラ
レルノデアリマスガ、ソレハ此裁判所構成法施行法
ノ二十一條ノ適用ノ結果七十四條ヲ適用シテ來ルカ
ラ：ダカラ七十四條ノ例外トシテソレハ意味スル
ノダト云フ御議論ニナルカ知レマセヌガ、此七十四
條ガ是ガ私ハ適用スルト云フコトガ非常ニ意味ガ判
然セヌコトニナルヤウニ私ハ考ヘラレル、此邊ガ私
トシテハ非常ニ不可能ニ感ゼラレルノデ、自分ガ考
ヘル所ヲ簡單ニ言ツテ仕舞ヘバ、構成法ソレ自體ガ法
理ガ甚ダ支離滅裂デアアリハシナイカト云フ風ニ私
ハ考ヘテ居ル、要スルニ私ノ疑問ノ出マス所ハ判事
ニ關シマシテ、第七十三條ハ判事ニ對スル保障ノ規
定デアアル、七十四條、七十五條ハ其保障ニ對スル例外
ノ規定デアアル、檢事ニ付テハソレト是レトト較ベテ
見ルト、自分ニハ之ニ對シテドウモ解釋方法ガ甚ダ
困難デアルト云フ私ハ疑問ヲ有ツテ居リマス、是ハ其
疑問ニ對シマシテノ御説明ハ唯今御述ベニナリマシ
タ、御説明下サイマシタ事ヲ單ニ御繰返シニナルト

云フコトヲゴザイマスレバ、私ハ承ハラナクテモ宜シウゴザイマス、其邊ハ...

ゴザイマセウ、併ナガラデス、檢事ニ對シマシテ此規定ガナイカラト云フテ、サウシテ今回定年法ヲ設ケ...

刑法ノ宣告ニ依リマシテ退職ト云フモノガゴザイマスルナラバ、七十三條ニ書イテアル此免職ト云フ言...

○政府委員(鈴木喜二郎君) 檢事ニ對シマシテハ七十三條ノ如キ規定ハゴザイマセウ、ソレハ七十三條...

行法ニ比シテ一段安固ニシタト云フコトハ出テ來ナ...

知レマセウガ、到底刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ處分ニ依ッテハ退職ト云フコトハ、決シテ出テ來ナイ、必ズ免官...

ヲ事柄ノ保障ハナイノデアリマス、現行法ニ於キマシテ轉所ノ規定ハゴザイマセウ、ソレデアリマスカ...

トハドウモ全ク事柄ガ違フノデアアル、其職ヲ離レカ...

此七十三條ノ免職ト云フ事柄ハ、次ノ條ノ七十四條ノ退職トハ違フ、斯ウ云フコトニ解釋セザルヲ得スト...

モノヲ用キマセウデモ、司法大臣ガ必要ト認メマシタル場合ニ於キマシテ勝手ニ轉所ヲ命ズルコトガ出...

ウ云フコトヲスルノニハ七十四條カ七十五條或ハ懲...

○男爵池田長康君 唯今鈴木次官ヨリノ御説明デ政府トシテノ御趣旨ノアル所ハ能ク分リマシタ、併シ...

ハ出來ナカッタ、今日デ申シマスレバ池田サノ仰ツシヤル通り七十三條ノ例外法ト云フベキ七十四條ノ...

マシタ通り七十三條ノ免職ト云フノハ、憲法五十八...

フ言葉ガ免官ト云フ結果ヲ起ス、ソレヲ豫想シテ規定シタト云フ御話デゴザイマスガ、私モサウデアラ...

二ト云フモノガ生レ出タ次第デアアルノデアリマス、ソコデ檢事ニ付キマシテハ轉所ノ保障ナシ、ソレカ...

上ゲマシタ通りデゴザイマス、サウシテ其次ノ七十...

法規ハ成ルホド處分トシテ退職ト云フコトヲ表ハシテ居ラヌト考ヘマスガ、併シ此懲戒ニ對スル處置ト...

ニ依レバ出來ルノデ、懲戒以外ニ於キマシテハ是又檢事ニ對シテモ出來ナイ次第デアアルノデ、況ヤ免職...

職ト云フ事ニ改メタ方ガ宜カラウ、斯ウ云フ意見ニ...

シムルト云フコトハ、此懲戒法トシテ可能ノコトト私ハ考ヘル、デゴザイマスカラ必シモ懲戒法ニ退職...

シテ、此ノ定年法ヲ設ケマシタ所ガ現行法ニ比シテ、檢事ノ保障ヲ厚クシタト云フコトハ毛頭ナイノデゴ...

ルノデゴザイマス、尙ホ繰返シテ申シマスルガ、先般...

ト云フコトヲ處分トシテ、ソレガ表ハレテ居ラヌカラサウダトハ私ハ一概ニ言ヘヌダラウト斯ウマア考...

ザイマス、其點ハ現行法ト敢テ異ナル所ハ少シモナイ、要スルニ此七十三條ト云フモノハ御説ノ如ク後...

職ト云フ事ニ改メタ方ガ宜カラウ、斯ウ云フ意見ニ...

ハテ居リマスガ、併シ何ダカ其邊ハ考違ヒラシテ承...

ニ規定シテアル場合ノヤウナモノハ意ニ反シテデモ出來ル、即チ七十四條乃至七十五條ニ規定シテアル...

ハナイノデアアル、必ズ懲戒處分ニ依リマスレバ免職...

キマシテ今度ハ少シ方面ヲ變ヘテ伺ッテ見タイト思...

十五條ニ規定シテ居ル場合並ニ刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ處分デナケレバ意ニ反シテハ、此處ニ書イテアル...

即チ犯罪ニ依ッテ罰セラル、場合ニ於キマシテハ是...

マシタナラバ、七十四條ノ規定ガ出テ來ヤウ筈ガナイ、デアリマスカラ此退職サセナイト云フ原則ガド...

ヤウナ事柄ハ出來ナイゾト云フマア保障デアアル、其保障ヲ七十四條乃至七十五條ニ於テ規定シテアルヤ...

フ退職ト云フ事ハゴザイマセウノデ、免官ニナル、即チ免職、七十三條ニ書イテアリマスル免職トシテモ、...

レガ無ケレバナラヌ、サウデナケレバ構成法ノ第七...

ウナ事柄ハ出來ルト斯ウ云フ事ニシタノデゴザイマスカラ、所謂保障ニ對スル所ノ例外ト云フテ宜シウ...

亦其退職ト云フ處分ハナイノデ、職ヲ退カセルト云...

カ、又構成法第七十三條ニ無ケレバ外ニドコカニ...

スカラ、所謂保障ニ對スル所ノ例外ト云フテ宜シウ...

即チ犯罪ニ依ッテ罰セラル、場合ニ於キマシテハ是...

レガ無ケレバナラヌ、サウデナケレバ構成法ノ第七...

保障ヲ七十四條乃至七十五條ニ於テ規定シテアルヤ...

フ退職ト云フ事ハゴザイマセウノデ、免官ニナル、即...

レガ無ケレバナラヌ、サウデナケレバ構成法ノ第七...

スカラ、所謂保障ニ對スル所ノ例外ト云フテ宜シウ...

亦其退職ト云フ處分ハナイノデ、職ヲ退カセルト云...

カ、又構成法第七十三條ニ無ケレバ外ニドコカニ...

ウナ事柄ハ出來ルト斯ウ云フ事ニシタノデゴザイマ...

即チ犯罪ニ依ッテ罰セラル、場合ニ於キマシテハ是...

レガ無ケレバナラヌ、サウデナケレバ構成法ノ第七...

スカラ、所謂保障ニ對スル所ノ例外ト云フテ宜シウ...

亦其退職ト云フ處分ハナイノデ、職ヲ退カセルト云...

カ、又構成法第七十三條ニ無ケレバ外ニドコカニ...

保障ヲ七十四條乃至七十五條ニ於テ規定シテアルヤ...

フ退職ト云フ事ハゴザイマセウノデ、免官ニナル、即...

レガ無ケレバナラヌ、サウデナケレバ構成法ノ第七...

スカラ、所謂保障ニ對スル所ノ例外ト云フテ宜シウ...

亦其退職ト云フ處分ハナイノデ、職ヲ退カセルト云...

カ、又構成法第七十三條ニ無ケレバ外ニドコカニ...

ウナ事柄ハ出來ルト斯ウ云フ事ニシタノデゴザイマ...

即チ犯罪ニ依ッテ罰セラル、場合ニ於キマシテハ是...

レガ無ケレバナラヌ、サウデナケレバ構成法ノ第七...

スカラ、所謂保障ニ對スル所ノ例外ト云フテ宜シウ...

亦其退職ト云フ處分ハナイノデ、職ヲ退カセルト云...

カ、又構成法第七十三條ニ無ケレバ外ニドコカニ...

保障ヲ七十四條乃至七十五條ニ於テ規定シテアルヤ...

フ退職ト云フ事ハゴザイマセウノデ、免官ニナル、即...

レガ無ケレバナラヌ、サウデナケレバ構成法ノ第七...

スカラ、所謂保障ニ對スル所ノ例外ト云フテ宜シウ...

亦其退職ト云フ處分ハナイノデ、職ヲ退カセルト云...

カ、又構成法第七十三條ニ無ケレバ外ニドコカニ...

ウナ事柄ハ出來ルト斯ウ云フ事ニシタノデゴザイマ...

即チ犯罪ニ依ッテ罰セラル、場合ニ於キマシテハ是...

レガ無ケレバナラヌ、サウデナケレバ構成法ノ第七...

スカラ、所謂保障ニ對スル所ノ例外ト云フテ宜シウ...

亦其退職ト云フ處分ハナイノデ、職ヲ退カセルト云...

カ、又構成法第七十三條ニ無ケレバ外ニドコカニ...

保障ヲ七十四條乃至七十五條ニ於テ規定シテアルヤ...

フ退職ト云フ事ハゴザイマセウノデ、免官ニナル、即...

レガ無ケレバナラヌ、サウデナケレバ構成法ノ第七...

スカラ、所謂保障ニ對スル所ノ例外ト云フテ宜シウ...

亦其退職ト云フ處分ハナイノデ、職ヲ退カセルト云...

カ、又構成法第七十三條ニ無ケレバ外ニドコカニ...

十四條が意味ヲ成サナイ、全然私ノ解釋ノ是ガ保障ノ例外デナイト云フ御解釋デアリマスレバ兎ニ角結論ト致シマシテ私ノ言フヤウナコトガ出テ參リマセヌカ知レマセヌガ、併シ是ガ判事ノ保障ニ對スル例外ト致シマスレバ外ノ規定ハ退職ニ關スル判事ノ保障ノ規定ガ無ケレバナラス、斯ウ私ハ考ヘテ居リマス、ソレデ外ニ何カ此第七十三條ノ退職ニ關スル保障ガアルモノダト云フ推定ヲ下サナケレバナラス、ソレデ是ハ退職ト云フ文字ニ付テ規定ヲ忘レタノカ、或ハ免職ト云フ中ニ退職ノ規定ガアルノデハナカラウカト云フ風ニ私ハ考ヘマスガ、第七十三條ノ規定ハ退職ノコトハナイト云フ御説明デアリマスカラ、特ニ退職ニ關スル判事ノ身分保障ノ規定ガ無ケレバナラスト、斯ウ私ハ單純ニ考ヘラレルノデアリマスガ、ソレハ如何デゴザイマセウ

○政府委員(鈴木喜三郎君) 七十三條ノ免職ト云フ言葉ノ中ニハ退職ト云フ言葉ハ含ンデ居ラヌト自分等ハ解釋シテ居リマス、又其根據ハ先程申上ゲマス通り樞密院ノ修正理由書等ニモ其理由ハ窺ヒ得ラレルノデアリマス、併ナガラ退職ト云フ事柄ニ付テ何等保障ノ根基ガナケレバ七十四條ナドト云フ事ヲ喚起ス必要ハナイデハナイカ、斯ウ云フ御議論デアリマスガ、ソレハ此七十三條ニ於キマシテ七十四條ヲ除クノ外云々ト規定シテアル、七十四條以外ニ於キマシテハ退職處分ハナイト云フ事柄モ七十三條ガ示シテ居ル、即チ七十三條ガ保障シテ居ルト見レバ保障シテ居ルノデアリマス、七十三條ニ於キマシテ七十四條ノ場合ヲ除クノ外退職セラル、コトナシト書イテアルト同ジト思ヒマス、唯茲ニ七十三條中ノ免職ト云フ文字ノ中ニ退職ハ含ンデ居ラナイ、ト云フノハ先程列ベテ申シマスル通り、七十三條ニ規定シテアル七十四條乃至七十五條ト云フ此條文中ニ七十三條ニ列記シテアル五ツ六ツノモノガ悉ク書イテゴザイマスレバ、丁度正面ニ七十三條ハ保障ノ例外規定ヲ七十四條以外ニ於テ規定シタ、斯ウ云フコトガ言ヘマスケレドモ、先程申上ゲマス通り七十四條乃至七十五條中ニ書イテアル事柄ト七十三條ニ書イテアリマスル其意ニ反シテ轉官、轉所、停職、免職、減

俸、此五ツノ事柄ハ七十四條乃至七十五條ニハ悉ク無イ、唯有ルモノハ先程申上ゲマシタル轉所ノ規定ダケデアアル、其轉所ノ規定トテモ此七十四條乃至七十五條ト書キマシタ當時ニ於キマシテハ轉所ノ規定モ無カッタ、大正二年ニ於テ初メテ入ッテ來タ轉所規定デアアルノデアリマスカラ、七十四條乃至七十五條ト云フモノノ中ニハ轉官、轉所、停職、免職、減俸ト云フモノハ無カッタ、斯ウ云ヘルノデゴザイマス、ソコデ七十四條ガ生ジタ保障デアアル、退職處分ガ出來ナイト云フ事ノ保障ガアルノハ矢張り七十三條ガ保障シテ居ル、七十四條ノ場合ヲ除クノ外云々斯ウアルノガ七十三條ニ退職處分ハ書イテ居リマセヌガ、退職處分ヲナサムトセバ七十四條ニ依ルノデ、七十四條ニ依ルニアラズンバ退職處分ガ出來ナイト云フ事柄ハ、自ラ七十三條ニ依ルコトニナリマスカラ、無暗ニ退職處分ガ出來ナイト云フ事柄ハ取りモ直サズ七十三條之ヲ保障シテ居ルト申シテ宜シカラウト思フノデアリマス

○男爵池田長康君 唯今鈴木次官ヨリノ御説明デ、唯今マデ私ガ解釋ニ苦ンデ居リマシタ點ニ付キマシテ、略々如何ナル御解釋デアルト云フ點ハハッキリ私ニハ分リマシタ、但シ自分ノ解釋ト政府トハ全然一致シテ居ル譯デアリマセヌガ、政府ノ御説明ガ能ク私ノ腑ニ落入リマシタ其點ニハ満足シテ居ル次第デ、ソコデ次ニハ檢事ノ場合ノ第八十條デ此七十四條ヲ適用スルト云フ場合ニナリマスル、此八十條ニハ七十四條七十五條ノ場合ヲ除クト云フコトハ別ニ茲ニ書イテナイ、サウ致シマスル、唯今政府委員ノ御説明ニ依リマスルト此檢事ノ場合ノ說ガ聊カ不明瞭ニナツテ來ルヤウニ考ヘラレル、先程判事ニ對シテハ七十三條ガ保障ヲシテ居ル、ソレデ七十四條カラ七十五條ハソレニ對スル保障ノ例外デアアル、トコロガ此檢事ニ付キマシテハ第八十條ガ保障シテアル、ソコデ此規定ノ適用ノ結果七十四條カラ七十五條ヲ持ッテ來ル是ハ保障ノ例外デアアル、斯ウナリマスルト此ハ八十條ニハ七十四條七十五條ト云フノハ除クト云フ事ヲ書イテナイノデアリマスルガ、之ニ對スル説明ガ非常ニ御困難ニナリハシナイカト考ヘマ

スガ如何デセウ

○政府委員(鈴木喜三郎君) 成程檢事ニ關スル八十條ノ規定ニ於キマシテハ七十四條七十五條ヲ除クノ外ト云フコトハゴザイマセヌガ、施行條例ニ於キマシテ此退職ノ規定ヲ適用サレル、ソレカラ待命ノ場合即チ俸給ノ半額ヲ給スルト云フ事柄ガ規定サレテ居リマスル、ソコデ元來當時ノ立法カラドウ云フ論議デ斯ウ云フコトニナリマシタカ、其點ノ詳細ナル記録モゴザイマセヌカラ、或ハ深ク調査イタシマシタラ又他ノ記録ガアルカモ知レマセヌガ、土臺此檢事ニ付キマシテ構成法施行條例ニ之ヲ適用シタト云フ事モ同様ノモノデアラウト云フ事ハ、自分等ハ疑フノデ既ニ施行條例ノ二十一條ニ於テ之ヲ適用スルモノデアアルナラバデス、構成法ノ本法ニ入レタガ宜カッタダラウト私ハ思フ、本法ニ入レタナラバ矢張り此七十三條ニ類スルヤウナ規定ガアッタダラウト私ハ思フノデ、唯七十三條ノ轉所ノ規定デアアル、檢事ノ方ニ轉所ノ保障ハシテナイ、七十三條ヲ取ッテモ此ヤウナモノハ置ケナイデセウ、七十三條ニ類スルヤウナモノハ八十條ノ方ニ置ケベカリシデナカッタカト今カラ思ヘバ想像スル、當時ノ立法ハ同ジイ事柄ヲ立法スルナラバ施行條例ニ設ケテアル、斯ウ云フ所カラシテ從ッテ池田男爵ノ仰シヤラレタ七十三條ニ七十四條乃至七十五條ノ場合ヲ除ク外ト云フ事ヲ八十條ニ置カレナカッタカト思フ、私ハ若シソレヲ置ケバ施行條例ニ規定シナイデ本法ニ規定スルモノト思ヒマス、本法ニ規定シタモノデアアルナラバ七十三條ニ類スル規定ハ八十條ニアッタト思フ、元來私ノ申スマデモノク施行條例ハ過渡法デアアルカラ、サウデアラナラバ施行條例ノ二十一條ノヤウナモノハ本法ニ組入レテ然ルベキモノト思フガ、組入レテナイカラ

斯ウナツタト思フ

○男爵池田長康君 唯今御説明ヲ拜承イタシマシタ、尙ホ此點ニ付キマシテハ私ノ質問イタシマスノハ法律上ノ問題デゴザイマスシ、極細カイ問題デアリマシテ定メシオウルサク御感ジニナルカモ知レマセヌガ、大體論ニ付キマシテモ既ニ私ガ先程申上ゲマシタ様ニ根本ニ關スル事ニ付テ相當ノ御見解、確ニ

貴族院裁判所構成法中改正法律案外一件特別委員會議事速記第三號

適當ナ御見解モアリ得ルヤウニ考ヘラル、既ニ此法規ヲ仕上ゲマス上ニ現行法規規定ノ解釋、或ハ現行法規ト矛盾ノナイヤウニ十分詮議イタシマシテ置ク必要上斯様ニ細カイ點ニ互ツテ質問イタシタノデアリマスル、此點ニ付キマシテハ十分ニ考ヘテ見ナケレバナリマセヌ、私ハ自分ノ説ヲドモマデモ固執スル譯デハアリマセヌガ、最早時間モ大分參ッテ居リマスル尙ホ政府委員ノ御説明ニ付テ篤ト考ヘテ次ソ會議ニ於キマシテ質問イタシタイト考ヘマス

○委員長(伯爵松平賴壽君) 今日ハ時間モ參リマシタカラ是デ閉會イタシマス

午後零時五分散會

出席者左ノ如シ

委員長 伯爵松平 賴壽君
 副委員長 荒川 義太郎君
 委員 子爵酒井 忠亮君
 子爵板倉 勝憲君
 男爵島津 久賢君
 男爵池田 長康君
 加太 邦憲君
 山之内 一次君
 湯淺 倉平君

國務大臣 司法大臣 伯爵大木 遠吉君

政府委員 司法次官 鈴木 喜三郎君
 司法省民事局長 山内 確三郎君
 司法省刑事局長 豊島 直通君
 司法省監獄局長 谷田 三郎君
 司法省參事官 飯島 喬平君
 司法省參事官 池田 寅二郎君
 司法書記官 近藤 三郎君